

# 国及び県に動物の殺処分を禁止にする ことを求める意見書の提出に関する陳情

(陳情事項) 1. 保健所等における収容動物の殺処分を原則禁止することを求める。

2. 収容期間等に限界がある場合は、島嶼部又は山間部等の人里から離れた場所へ放つなど、極力殺処分を回避することを求める。

3. 収容動物が致死性若しくは伝染性の高い疾病等に罹患し、又は著しく狂暴な性質である場合など、社会通念上正当な理由がある場合は、殺処分もやむを得ない。

4. 1. から2. の実現のために、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の改正をさせる旨の意見書の千葉県への提出を求める。

5. これらを全国的に反映させるためにも、動物の愛護及び管理に関する法律を改正する旨、地方自治法第99条に基づく意見書を国へ提出することを求める。

(陳情理由) 1. 予てより、千葉県も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。

2. これは、専ら人間の勝手な行動により、元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界に曝された挙句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しく蹂躪する残虐非道たる行為である。

3. 2. は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。

4. よって、殺処分の根拠となる千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の改正が必要となる。

5. これらの全国への波及のためにも、動物の愛護及び管理に関する法律の改正も併せて必要となる。

(陳情者)

住 所 埼玉県北埼玉郡杉戸町倉松一丁目7番27号

氏 名

小畠 孝浩

電話



平成27年12月2日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

# 保健所等における動物の殺処分に係る施設見学を義務教育課程に含むことを求めることに関する陳情

(陳情事項) 1. 保健所等の動物収容施設における、当該動物の殺処分に係る部分の施設見学を、義務教育課程に含ませることを求める。

- (陳情理由) 1. 予てより、千葉県も含めて全国的に、飼い主を失った野良犬等の動物が保健所に収容され、受け入れ先が見つからずに殺処分され続けている。
2. これは、専ら人間の勝手な行動により、元々飼われていた愛玩動物が捨てられ、野生の厳しい世界に曝された挙句、捕獲され、甚だグロテスクな施設へ収容され、殺害されるという、我々人類と同様に感情を持った動物を、著しく蹂躪する残虐非道たる行為である。
3. 当該施設は、かのナチス・ドイツのアウシュヴィッツ=ビルケナウ強制収容所と何ら変わらない。
4. 収容動物は、決して安楽死ではなく、意識清明な状態で、多くを金網袋にまとめて押し込められるのだが、猛烈な恐怖のあまり激しく鳴き叫び、抵抗し、周囲の壁には爪のひっかき傷が残るくらいであり、狭い真っ暗な金属製の箱=毒ガス室に詰め込まれ、ガスを注入され、もがき苦しみ、激しく痙攣し、失禁及び嘔吐し、白目をむき、じわじわと死に至り、処分直後に床が崩れ、当該ガス室直下のさらなる箱に乱暴に落下し、焼却され、粉碎された石灰の如く骨が残る。
5. 2. から4. は動物愛護の精神に著しく反するものであり、看過できない。
6. また、近年、全国的に青少年による動物又は人間に対する残虐非道たる獵奇的な虐待、傷害又は殺害等の事件が発生している。
7. 幼少時から、保健所等における動物の殺処分のおぞましい実態を把握させることで、動物も含めた命の大切さを植え付け、将来、無責任な動物の飼い主にならず、又は動物若しくは人を虐待することのない、まっとうな人間へ成長することが見込まれる。

(陳情者) 住 所 千葉県北葛飾郡柳原町倉松一丁目7番2号  
氏 名 小畠 孝浩 電話 [REDACTED]



平成27年12月2日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

# 習志野市職員採用試験等の制度改革に関する陳情

- (陳情事項) 1. 習志野市職員採用試験において、職員募集を民間企業等職務経験者対象枠（自営業、会社経営者、非正規雇用労働者又は公務員の経験を含む）及び障がい者対象枠（知的障がい者及び精神障がい者を含む）として別枠で実施し、併せてこれについて、受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をすることを求める。
2. 中途採用者（新卒採用者以外の者）については、数年程度かけて、段階的に、同年齢及び同学歴の新卒採用者との俸給表における格付けの差異を埋め、昇進等では特例措置により、昇格要件年数等の緩和を求める。
3. 特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許の所持者に対する待遇は、俸給表における格付けを上乗せすることを求める。
4. 習志野市職員互助会の廃止又は会費の全額職員負担を求める。

- (陳情理由) 1. 特定の年代の雇用情勢が特に劣悪であり、地域の雇用情勢の改善とともに、習志野市職員の年齢構成の偏りの是正のため、民間企業等職務経験者対象枠及び障がい者対象枠として、職員採用試験の受験年齢制限の撤廃又は大幅緩和をする必要がある。
2. 中途採用者については、全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、同年齢及び同学歴の新卒採用者と生涯に渡り、俸給表の格付け及び役職等において差が埋まらないと言う、相当程度の冷遇ぶりに苦しめられており、これは看過できぬことであり、是正せねばならない。
3. 全国的に、民間企業等とは異なり、公務員においては、ごく一部のものを除き、特殊性の高い職種又は高度な経験、資格若しくは免許を要する職種においても、特段、俸給表における格付け等について優遇されておらず、これは所謂悪平等であり、却って高度な人材と一般の人材との間で不公平な状況を生んでおり、職員の士気向上及びその他職場環境の整備拡充のためにも、厳正公正たる官公庁としても是正せねばならない。
4. 専ら、習志野市職員の福利厚生に資する互助会の会費に、習志野市民からの税金を充てることは、社会正義に著しく反する。

(陳情者) 住 所 千葉県北葛飾郡永原町倉松一丁目1番27号  
氏 名 小畠 孝

電話



平成27年12月2日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

# 習志野市職員執務室の個室等の 除去を求めることに関する陳情

受理番号第49号

- (陳情事項) 1. 習志野市役所及びその関係機関並びにこれらの出先機関等における習志野市職員の執務室を、一律大部屋にすることを求める。
2. 1. に際し、市長をも含む要職及び特定の部署の個室の一切を除去し、開かれた執務室の構築を求める。

- (陳情理由) 1. 不正等を予防し、習志野市政を開けたものにし、健全な発展をさせるためには、習志野市職員の執務室を一律大部屋として開放すべきである。
2. 予てより、全国的に官公庁の要職及び特定の部署は、機密情報を扱うことを理由に、個室又は孤島の要塞に籠り、人目につかぬところで、ろくでもない執務態度を日々横行させている職員が多いことが問題視されている。
3. 機密の保持と、大部屋での執務を回避し、又は人目につかぬところで楽をしてこと若しくは怠けることは、全く別問題である。
4. 多くの官公庁で、むしろ、人目につかぬところでこそ、職員の執務様態不良故、個人情報等の不当な取扱い、その他の不正が発生している。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡松戸市倉松一丁目1番27号  
氏 名 小畑 孝浩 電話 [REDACTED]



平成27年12月2日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

# 市庁舎及び議場における市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚等を求めることに関する陳情

(陳情事項) 1. 習志野市役所に加えて、関係機関及びこれらの出先機関等の庁舎並びに習志野市議会議場における市旗、県旗及び国旗の総ての掲揚を求める。

2. 習志野市議会定例会の開会及び閉会に際し、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱を求める。
3. 2. を拒絶した者には、退場処分等の制裁を科すことを求める。

(陳情理由) 1. 民主主義、国及び地方公共団体の象徴である国旗、県旗及び市旗の総てを、官公庁の庁舎に加えて議場その他の施設等に掲揚するのは、むしろ、民主主義の場として当然のことである。

2. また、国旗、県旗及び市旗の総てを掲揚することは、国、県及び市の連帯感その他の士気を高め、これを維持する上でも必要である。
3. 1. を拒絶することは、民主主義を否定することにもなる。
4. 嚴正公正たる官公庁における儀式としての要素も強い、議会定例会の開会及び閉会にあっては、学校等の各種教育機関の例に倣って、国旗へ向けた起立とともに国歌の斉唱をすべくものと思料される。
5. 4. の拒絶は、「君が代起立斉唱拒否事件」に対する最高裁判所第2小法廷による平成23年5月30日付の判決を勘案しても、服務上の規律違反にも該当するのであって、思想及び言論の自由の範疇を超越している。



(陳情者) 住 所 千葉県北葛飾郡松戸町倉松一丁目1番2号  
氏 名 小畠 孝浩 電話 [REDACTED]

平成27年12月2日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿

習志野市議会 議長 木村 孝浩 様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町 3-12-33

軽度外傷性脳損傷仲間の会  
代表 藤本 久美子

賛同者

全国柔道事故被害者の会 代表 村川 弘美	「指導死」親の会 代表 安達 和美
同 上 代表 大貫 隆志	
ラグビー事故勉強会 一 同	

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

陳情の趣旨

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが転倒、自動車事故、またはその他の日常の活動中に受傷する場合があります。サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム (UMHS) は、米国では毎年約 380 万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定しています。

2007 年、世界保健機関 (WHO) の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間 1000 万人の患者が発生していると推測されており、今後 2020 年には世界第 3 位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また症状は、すぐに始まるものもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月後に発症することもあります。(一般的な認識の「意識消失」は脳しんとうの中で 10% 以下 (IRB 脳震盪ガイドライン) でしか見られません)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、神經因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなりますし、死に至る場合 (セカンドインパクト症候群) もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

平成 24 年 7 月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの 2 者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状です。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します

## 記

### 陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

### 脳震盪及び軽度外傷性脳損傷への対応について

#### 1-〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、〈PocketSCAT 2 (別紙参照)〉の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

#### 2-〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけではなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、〈Scat3 (12歳以下の場合は ChildScat3) (別紙参照)〉を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

#### 3-〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

#### 4-〈園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実地〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上



# 朝鮮民主主義人民共和国への批難激化を見据えた 在日朝鮮人の人権擁護の強化を求める陳情

(陳情事項) 下記の事項について、市に働きかけられたい。

## 記

1. 在日朝鮮人へのより一層の風当たりを懸念し、彼らの人権擁護及びこれに係る啓発を、より一層強化すること。
2. 在日朝鮮人をはじめとする外国人に対する所謂ヘイトスピーチ等の弾圧に対する警戒及び抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化すること。

(陳情理由) 平成28年1月6日の水爆実験で、朝鮮民主主義人民共和国による核実験はもう4回目である。

朝鮮当局へは毅然とした対応が必須である一方、罪なき在日朝鮮人への不当な弾圧は断固として阻止せねばならない。

予てより国際社会における朝鮮民主主義人民共和国への批難は強く、また、在日朝鮮人への誤解並びに不当な弾圧及び人権侵害も根強い。

今回の核実験で、より一層、在日朝鮮人は肩身の狭い思いを強いられており、彼らへの弾圧も激化しており、日本人の関心も朝鮮批判にばかり終始しており、遍く日本人が朝鮮当局の言動を大義名分に、朝鮮人を一律敵視しており、看過できない。

現在行われている、在日朝鮮人をはじめとする外国人への人権擁護及び差別の抑制並びにこれに係る啓発を、より一層強化せねばならない。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目4番27号  
氏 名 小畠 孝浩 電話 [REDACTED]

平成28年1月16日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



# 児童手当法の一時控除の見直しの要請に関する陳情

受理番号第62号

## 陳情趣旨

今児童手当法では一律控除(社会保険料相当額)として8万円しか認められておらず、  
現在の経済情勢で社会保険料だけでも多額になってしまい、8万円以上の支出にならざるを得ない。  
当時の経済情勢に基づいて設定されたと思われるが、時代に全く合わない金額であるので、内閣  
府に一律控除の額の見直しを要請いたします。

## 陳情項目

内閣府に対して児童手当法に基づく一律控除の額を社会保険料支払い額と引き正を実施  
するよう要請すること。

平成28年1月25日

提出者 住所：三重県津市久居中町786-1 コーナーカワB201

氏名：田中美 大昌

電話番号：[REDACTED]



習志野市議会議長

木村孝治様